

個 別 発 注 予 定 表 (1/1)

希望申出期間 令和7年9月30日(火)から
令和7年10月6日(月) 正午まで

整理 番号	業 種	件 名	施行場所	概 要	履行期間	条 件	お問合せ先及びお申込方法
K-25	物品等	令和7年度西多摩地区保全地域林縁部保全業務委託その2 (概算契約)	(1)作業場所は下記の地域(西多摩地区)とする。 八王子大谷緑地保全地域、小比企緑地保全地域、八王子石川町緑地保全地域、八王子暁町緑地保全地域、宇津木緑地保全地域、宝生寺緑地保全地域、八王子館町緑地保全地域、八王子長房緑地保全地域、八王子戸吹北緑地保全地域 (2)受託者は、監督員から指示があった場合には、下記の地域での作業も行うこと。 七国山緑地保全地域、多摩東寺方緑地保全地域、氷川台緑地保全地域、碧山森緑地保全地域、保谷北緑地保全地域、前沢緑地保全地域、海道緑地保全地域、東村山下堀緑地保全地域、清瀬中里緑地保全地域、東久留米金山緑地保全地域、東村山大沼田緑地保全地域、清瀬松山緑地保全地域、清瀬御殿山緑地保全地域	保全地域における林縁部の生物多様性を回復し、良好な自然を将来にわたり引き継いでいくとともに、周辺住民の安全を確保し、都民にとって親しみの持てる環境にするため、保全地域林縁部の適正な管理を実施する。 【作業内容】 保全地域林縁部において、次の(1)から(10)までの作業を行うこととする。 (1) 支障木・危険木・枯損木等の伐採 周辺状況(周辺樹木、施設物、民家等)を十分確認し、対象木を伐採(伐採、吊切り)する。 (2) 中・高木剪定 樹種の特性に応じ最も適切な剪(せん)定を行う。 (3) 倒木処理 保全地域内で既に倒れている樹木を処理する。 (4) 草刈り 植生管理上、支障となる草を人力又は機械により刈り取る。 (5) ササ刈り・竹伐採 保全地域内の環境を良好に保つため、竹の伐採やササ類の刈取りを行う。 (6) 落葉掃き 林床植物の良好な生育と保護などのため、必要があると判断した場合は、落ち葉掃きを行う。 (7) 倒木・発生材・ゴミの収集・運搬・処理 保全地域内に集積された伐採・剪(せん)定枝や落ち葉等を搬出し、適正に処理する。 (8) スズメバチの巣撤去 伐採に支障のあるスズメバチの巣があった場合は撤去をする。 (9) ブラシキ設置 保全地域内は希少な動植物が生育する場所が多数点在している。そのような場所で作業する場合はブラシキを設置する。 (10) 災害時の緊急対処 災害時に発生した傾斜木や倒木を速やかに委託者の指示のもと、対応、処理を行う。 発注限度額:60,747,500円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)	契約締結の翌日から令和8年3月31日まで	1. 東京都環境公社「見積参加申込名簿」に登録があること。又は東京都物品買入れ等競争入札参加有資格者であること。 ただし東京都又は東京都環境公社から指名停止措置を受けている期間中は参加することができない。 2. 公益財団法人東京都中小企業振興公社が運営する電子入札サイト「ビジネスチャンス・ナビ」に登録があること。 3. 見積合せ(入札)は、指名後前記ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムにて行います。	1. お問合せ先 (公財) 東京都環境公社 総務部経営企画課経理係 電話03-3644-2188 Eメール yodo-1@tokyokankyo.jp 2. お申込方法 ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムの希望申請画面からお申し込みください。 また、申込時には、別掲の「見積参加希望申込票兼予定監理技術者等調書」を記入していただき、ビジネスチャンス・ナビ電子入札システムの希望申請画面の添付資料にてアップロードしてください。 ※ビジネスチャンス・ナビのユーザー登録をされていない方は、ユーザー登録をしていただく必要があります。(登録無料) なお、登録には最大で約10営業日程度かかる場合があります。 登録はこちらから https://www.chancenavi.jp/bcn/

(注1)「お問合せ先及びお申込方法」欄をご確認ください。

※なお、希望申請があっても、必ずしも指名されるとは限りません。

(お問合せ)公益財団法人 東京都環境公社 墨田区江東橋4-26-5 担当 総務部経営企画課経理係 電話 03-3644-2188